

【別紙】

堺泉北港 堀1区 桟橋応急工事 隨契理由書

堺区塩浜埠頭における桟橋の係船杭において、係船時に杭のぐらつきの報告を受け調査をしたところ、かき殻の付着により目視では確認できない範囲で腐食による杭の肉厚不足及び開口箇所が新たに確認された。

本工事は、上記係船杭の倒壊による船舶、船員及び利用者への被害を防ぐ為、係船杭の補強工事を行うものである。

当該桟橋は、大阪府の管理業務である海域での日常巡視や緊急対応時に使用する巡視船の係留施設であり、万一、当該桟橋が使用できない場合、管理業務上、多大な支障をきたすおそれがある。

また、当該桟橋及び巡視船は、小学校等の海上視察業務にも使用することから、現状の状態では、府民の安全に著しい危険が生じるおそれがある。

以上のことから、当該桟橋の補修・補強対応は急迫を要する為、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約を締結するものである。

工事にあたっては、都市整備部災害時等施工能力事前審査への登録、過年度の緊急対応の実績、事務所所在地が当現場の近接に位置し早急な対応が可能、以上を踏まえ、TAI HOU CONSTRUCTION株式会社と随意契約を締結するものとする。